# 発電・送配電の再整理

平成27年10月 中部電力株式会社

### 発電・送配電の再整理の概要

- 送配電機能を有する水力・火力発電所のうち、ライセンス制導入以降における送配電部門のより一層の公平性・中立性を確保する観点から、送配電事業の用に供する設備を再整理しました。
- 具体的には、「発電所としての機能を無くした場合においても、託送供給に必要となる設備は送配電用設備に区分する」ことを資産区分整理の基本的な考え方とし、水力発電所および火力発電所の以下の設備に係る減価償却費・ 事業報酬を託送料金原価に反映しました。
  - ①送電系統を介さずに発電所から直接お客さまへ電力供給するための配電線路と連系し、発電機が無い場合にもお客さまへの供給に必要な設備(直配機能)
  - ②送電系統との連系設備として発電機が無い場合にも系統上必要な設備 (連系機能)

#### ◆対象発電所

設備別	①直配機能	②連系機能		
水力発電設備 [201箇所]	河合、長貫、横山、平穏第一、上村 など、75箇所	春日、畑薙第一、馬瀬川第一、 水沢、横川 など、14箇所		
火力発電設備 [12箇所]	_	知多第二、川越 2箇所		

● 今回再算定した託送料金原価における、発電・送配電の再整理による影響額は、958百万円となりました。

#### ◆発電・送配電の再整理算定結果

(百万円/年)

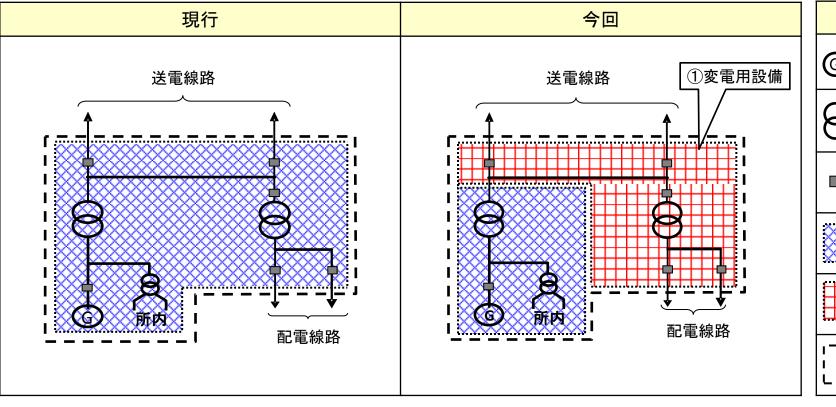
	原価影響額				
	発電		送配電		
	水力	火力	変電	送電	配電
減価償却費	<b>▲</b> 749	<b>▲</b> 36	669	110	6
事業報酬額等	▲167	<b>▲</b> 6	149	22	1
合計	<b>▲</b> 958		958		

<sup>※</sup> 四捨五入により合計が一致しません。

### 直配機能を有した発電所の再整理

- 資産区分整理の基本的な考え方に基づき、発電所ごとに以下のとおり整理しました。
- ①託送供給に必要となる送配電用設備に変圧器があれば、変電所と見なして変電用設備(対象箇所数は75箇所)
- ②土地および建物を、発電用と送配電用の共用設備

#### ◆区分事例

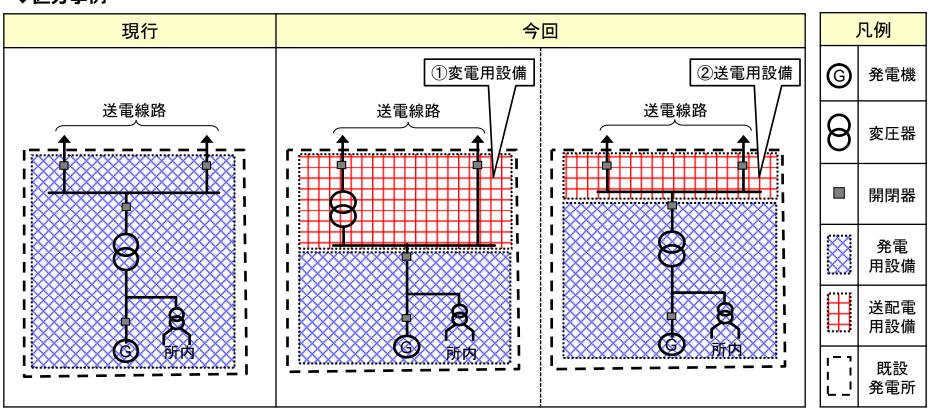


凡例		
<u>G</u>	発電機	
8	変圧器	
	開閉器	
<b>***</b>	発電 用設備	
	送配電 用設備	
	既設 発電所	

## 連系機能を有した発電所の再整理

- 資産区分整理の基本的な考え方に基づき、発電所ごとに以下のとおり整理しました。
- ①託送供給に必要となる送配電用設備に変圧器があれば、変電所と見なして変電用設備(対象箇所数は5箇所)
- ②変圧器がなければ、送電用設備(対象箇所数は11箇所)
- ③土地および建物を、発電用と送配電用の共用設備

#### ◆区分事例



● 今回の再算定においては、土地および建物を発電用・送配電用の共用設備とし、共用設備の減価償却費および レートベースについて、発電所毎の建設費比を用いて配分しています。

#### ◆共用設備の配分イメージ

① 発電所毎に発電・送配電・共用を区分

	発電用	送配電用	共用 (土地·建物)
帳簿原価	800	200	100
減価償却費	80	20	10
レートベース	400	100	50
まに	<b>和</b> 公		建設費比を、 用いて配分、

### ② 発電所毎に共用を発電と送配電に配分

	発電用	共用	送配電用	共用
帳簿原価	800	80	200	20
減価償却費	80	8	20	2
レートベース	400	40	100	10